

(写)

協 定 書

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月26日

東海市長 鈴木 淳 雄

知多市長 宮 島 壽 男

東海市及び知多市（以下「両市」という。）は、平成26年2月12日に締結した協定書に基づき一部事務組合西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）が建設を進めているごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の完成後の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

- 1 両市は、ごみ処理施設の維持管理及びこれに附帯する事務（以下「維持管理事務」という。）を組合に処理させる。
- 2 維持管理事務に関する基本事項は、次のとおりとする。
 - (1) 維持管理事務の開始時期は、両市及び組合が別途協議して決定する。
 - (2) 維持管理事務を実施するため、組合同約を改正する。
 - (3) 維持管理事務の実施に必要な組織を設置するため、組合条例等を改正する。
 - (4) 維持管理事務に係る経費の両市の負担割合は、ごみ処理施設へのごみの搬入量割とし、搬入量割は、前年の11月末日前1年間の総搬入量を基準とする。ただし、ごみ処理施設の稼働開始年度における当該経費の両市の負担割合は、人口割とし、人口割は、当該年度の前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口の割合で負担する。
 - (5) ごみ処理施設に係る用地は、当分の間、知多市が組合に無償で貸与する。
 - (6) ごみ処理施設から発生する最終生成物は、原則、資源化するものとする。ただし、社会情勢の変化や経済性等の理由により、資源化の処理を行わせることが困難な場合には、組合に両市の所有する最終処分場等を活用させ、埋立処分を行わせる。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両市が協議して決定する。